

ご利用の手引き

| | | | |
|------------------|--|---|---|
| 資金名 | 経営力強化貸付 | | |
| 目的 | 経営力強化保証制度を利用し、金融機関等の支援を受けて経営力の強化を図る中小企業者に必要とする資金を融資する | | |
| 融資対象者 | 県内で事業を営む中小企業者等で、経営力強化保証制度要綱の申込人資格要件※を満たす者 [※経営力強化保証制度の申込人資格要件（概要）] 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者 [その他のポイント①②] | | |
| 資金用途 | 一般保証については、事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金） [その他のポイント③] セーフティネット（SN）保証5号については、経営の安定に必要な事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金。ただし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る） [その他のポイント④] ただし、上記のいずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る | | |
| 借換 | 既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント③④] | | |
| 融 資 条 件 | 利率 | 年1.65%（固定） | 期 間 運転：5年（うち据置1年）以内 設備：7年（うち据置1年）以内 ただし、既往借入金を借り換える場合は10年（うち据置1年）以内 [その他のポイント⑤] |
| | 限度額 | 1企業 2.8億円 1組合 4.8億円 | 預 託 あり |
| 融 資 条 件 | 信用保証 | 必ず保証協会の保証を付ける | |
| | 特別保証制度等 | 経営力強化保証制度に対応（一般保証又はSN保証5号） | |
| | 責任共有制度 | 対象 | |
| | 保証料率 | 一般保証その他を利用の場合：保証協会所定の保証料率（軽減措置あり） [その他のポイント⑥] SN保証5号利用の場合：年0.80% | |
| | 連帯保証人 | 保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要） | |
| | 担保 | 保証協会の定めによる | |
| 申込先 | 取扱金融機関 | | |
| 申込書類 | ① 信用保証委託申込書（様式第1号） | | |
| 添付書類 | ② 経営力強化保証制度所定の申込人資格要件等届出書 [その他のポイント⑦] ③ 経営力強化保証制度所定の事業行動計画書（申込人が策定したもの） [その他のポイント⑦] ④ SN保証5号の認定書（SN保証5号利用の場合） ⑤ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類 | | |
| 融資フロー | <p>中小企業者（市町） → 申込 → 取扱金融機関（融資対象要件の確認、融資審査） → 保証申込 → 保証協会（保証審査） → 実行報告 → 県</p> <p>取扱金融機関 ← 実行 ← 中小企業者</p> <p>保証協会 ← 保証承諾 ← 取扱金融機関</p> <p>SN保証認定市町</p> <p>期中において、中小企業者から取扱金融機関への実行状況等の報告、及び取扱金融機関から保証協会への実行状況等の報告が必要 [その他のポイント⑧]</p> | | |

- ① 国の全国統一制度である経営力強化保証制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いは経営力強化保証制度要綱に依拠します。経営力強化保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。
- ② 「認定経営革新等支援機関」とは、中小企業等経営強化法第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいいます。金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本貸付を利用することができます。
- ③ 一般保証の場合の借換可能な既往借入金は、全国の信用保証協会の保証付融資のみとします。
- ④ SN保証5号の場合は、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限りられます。ただし、借換時に真水を加えることは可能です。また、借換の対象は、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金に限られ、これ以外の既往借入金の借り換えはできません。（詳細は、経営力強化保証制度要綱及び同制度に関する回答事例集を参照ください）
なお、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは、経営力強化保証制度要綱に定める以下のものをいいます。
 - ア 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
 - イ 伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
 - ウ SN保証4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）に係る既往借入金
 - エ 危機関連保証（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）に係る既往借入金
 - オ SN保証5号であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（令和2年2月1日～令和3年12月31日）に保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金
- ⑤ 運転資金と設備資金が混在する場合は融資期間を7年以内とし、既往借入金の借り換えを含む場合は10年以内とします。
- ⑥ 信用保証料率について、経営力強化保証制度要綱の規定に基づき、一般保証については、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率が適用されます。（申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び申込時の信用力が判定できない場合（中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合）を除く）
なお、SN保証5号については、兵庫県信用保証協会所定の信用保証料率となります。
- ⑦ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ⑧ 金融機関は、経営力強化保証制度要綱の定めるところにより、事業計画の策定支援や継続的な経営支援等を行う責務を負います。
[経営力強化保証制度要綱に定める金融機関の責務（概要）]
 - ア 原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受ける。
 - イ 認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者等に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行う。
 - ウ 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者等の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告する。
 - エ 中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。